

香川県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年3月30日

香川県病院事業管理者 小出典男

香川県病院局管理規程第1号

香川県病院局組織規程の一部を改正する規程

香川県病院局組織規程（平成19年香川県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職の設置) 第3条 略 本庁 (1)～(11) 略 病院等（県立病院（以下「病院」という。）及び香川県立がん検診センター（以下「がん検診センター」という。）をいう。以下同じ。） (1)～(16) 略 <u>(17) 副技師長</u> <u>(18)～(26)</u> 略	(職の設置) 第3条 局に、次に掲げる職を置き、職員をもってこれに充てる。 本庁 (1)～(11) 略 病院等（県立病院（以下「病院」という。）及び香川県立がん検診センター（以下「がん検診センター」という。）をいう。以下同じ。） (1)～(16) 略 <u>(17)～(25)</u> 略
(病院の職員) 第18条 略 2～7 略 8 前各項に定めるもののほか、病院に副院长を、病院の事務局に事務局次長、主幹、技師長、 <u>副技師長</u> 、副主幹、主任及びその他の職員を、救命救急センター、診療部の各科、病院の診療科及び中央検査部に部長、主幹、医長、技師長、副主幹、主任及びその他の職員を、病院の薬剤部に副薬剤部長、副主幹、主任及びその他の職員を、病院の看護部に副看護部長、看護師長、 <u>副看護師長</u> 、副主幹、主任及びその他の職員を置くことができる。 9 略	(病院の職員) 第18条 略 2～7 略 8 前各項に定めるもののほか、病院に副院长を、病院の事務局に事務局次長、主幹、技師長、副主幹、主任及びその他の職員を、救命救急センター、診療部の各科、病院の診療科及び中央検査部に部長、主幹、医長、技師長、副主幹、主任及びその他の職員を、病院の薬剤部に副薬剤部長、副主幹、主任及びその他の職員を、病院の看護部に副看護部長、看護師長、副看護師長、主任及びその他の職員を置くことができる。 9 略
(がん検診センターの職員) 第19条 略 2・3 略 4 前3項に定めるもののほか、がん検診センターの事務局に事務局次長、	(がん検診センターの職員) 第19条 略 2・3 略 4 前3項に定めるもののほか、がん検診センターの事務局に事務局次長、

副主幹、主任及びその他の職員を、がん検診センターの検診科及び診療科に主任部長、部長、医長及びその他の職員を、がん検診センターの放射線科及び検査科に部長、医長、技師長、副主幹、主任及びその他の職員を、がん検診センターの看護部に看護師長、副看護師長、副主幹、主任及びその他の職員を置くことができる。

5 略

(職務)

第20条 略

2~15 略

16 副技師長は、技師長を補佐する。

17~19 略

副主幹、主任及びその他の職員を、がん検診センターの検診科及び診療科に主任部長、部長、医長及びその他の職員を、がん検診センターの放射線科及び検査科に部長、医長、技師長、副主幹、主任及びその他の職員を、がん検診センターの看護部に看護師長、副看護師長、主任及びその他の職員を置くことができる。

5 略

(職務)

第20条 略

2~15 略

16~18 略

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。